

校則改革——子どもの権利の視点から 継続的な見直しを

党東京都議

池川友一



全国で「校則改革」が動き出しています。

中高生や若者が「おかしい」と声をあげ、その声を保護者や教職員をはじめおとなも共有して広げ、議会できりかえしとりあげ動き出した「校則改革」を、一時的なブームとせず、子どもの権利の視点から継続的に見直していくムーブメントにしていくための歩みはこれからです。

このレポートでは、動き出した「校則改革」の到達点を共有し、さらに前にすすめていくために考えていることを書いていきたいと思っています。（校則改革への基本的スタンスは、藤森毅さんのインタビュー本誌二〇二一年七月号「校則問題——基本的な考え方ととりくみ」を参照してください）

東京における校則改革の第一歩

「（ツーブロックはなぜダメか）この質問から2年。ついに、都立高校からツーブロック校則がなくなりました」——三月十日の東京都教育委員会定例会で報告された、校則見直しの内容を紹介した私のツイートは、インプレッション数（※1）は百五十五万回まで広がりました。

高校生や若者からは、「今回の決定で学校に行きやすくなる」「行動することによって変えられるという、一種の成功体験になった」など、たくさんのリアクションがありま

した。

子どもたちの声をもとに、子どもの権利の視点から、系統的に都議会での質問にとりくんで来た一人として、大事な一步を踏み出したということを感じています。

※1 このツイートがツイッターで表示された回数

■教育委員会からの通知で各校が見直し

都立高校で、校則見直しが具体的に動き出したのは昨年度です。

都教委は、二〇二一年四月に「校則等の自己点検及び見直しの実施について（通知）」を出しました（別項）。そこでは、「生徒の権利を保障したものであるか」「社会通念上合理的と認められる範囲であるか」「生徒が基

校則等の自己点検及び見直しの実施について（通知）

各学校におかれましては、生徒が社会的に自立できるよう、基本的な生活習慣の確立に向けた生活指導の充実を図っていることと思います。校則は、生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくことができるよう、必要かつ合理的な範囲で尊重すべき、学習上、生活上の規律です。学校は、生徒が規範意識を身に付け、他者と調和して安全・安心な集団生活を送り、よりよい進路実現を図ることができるようにするために、子供の人権を尊重する視点を踏まえ、学校の教育目標や生徒の実態等に応じて、校長の権限と責任において校則を定めています。

また、校則は、学校の実情や生徒の意見、保護者の意識、社会の状況等を踏まえ、適宜見直しを行うことが必要です。

については、各学校において、下記の見直しの視点を踏まえた自己点検を実施するとともに、計画的に校則の見直しに取り組むようお願いします。なお、見直しに当たっては、今般制定された「東京都こども基本条例」を踏まえ、生徒が校則に対する理解を深め、自分たちのものとして守っていこうとする態度を育むことができるよう、教職員や生徒、保護者等が話し合う機会をもつなどの過程を経るよう工夫してください。

記

1 校則等の点検の視点

※校則等とは、校則、生徒心得、生徒規則等と通称されるものを指す。

(1) 生徒の人権を保障したものであるか。校則に基づく指導が生徒の人権を保障したものとなっているか。

(例) 生徒の生来の髪を一律に黒色に染色するような指導は行わない。

生徒の学習権を保障する上で、真に必要な場合を除き、自宅謹慎を行わない。

(2) 内容が社会通念上合理的と認められる範囲であるか。

(例) 下着の色の指定やそれに関する指導は行わない。

(3) 生徒が基本的な生活習慣の確立や社会的に自立するために必要かつ最小限の規定であり、学校として責任をもって指導することができる範囲か。

(例) 「高校生らしい」、「ツーブロック」等、表現があいまいで誤解を招く表記は見直す。

校外での活動や旅行に関する届出の提出を求めない。

(4) 社会人として必要となる規範意識の醸成のために必要な内容であるか。

(5) 学校の実情、生徒の意見、保護者の意識、社会の状況、時代の進展等を踏まえたものとなっているか。

2 自己点検及び見直しの実施

(1) 校内において、1に示した見直しの視点を参考に、自校の校則について組織的に見直しを行う体制を整備した上で、自己点検を実施する。

(2) 自己点検の結果や、生徒、保護者及び地域の方々の意見等を踏まえ、校則の見直しを行い、必要に応じて、校長が校則の改定を行う。(3) 各学校は、令和3年12月までに校則に関する自己点検及び見直しを実施する。

3 校則等の周知

(1) 学校説明会や入学許可予定者説明会において、校則や入学後の生活指導について説明する。

(2) 各学校の説明責任を果たせるよう、都民等からの要請に応じて、経営企画室受付で校則を閲覧できることを周知するとともに、校則のホームページへの公開について、具体的な手法や工夫を検討する。

表 都立高校による校則の見直し

点検項目	2021年4月	2021年12月
生来の髪を一律に黒色に染色	7課程	0課程
「頭髮に関する届出(任意)」の提出	55課程	20課程
「ツーブロック」を禁止する指導	24課程	0課程
登校しての謹慎(別室指導)ではなく、自宅謹慎を行う指導	22課程	0課程
下着の色の指定に関する指導	13課程	0課程
「高校生らしい」等、表現があいまいで誤解を招く指導	95課程	0課程

(出典：東京都教育委員会報告資料から)

報告されました(表)。

私が、校則見直しを報告

した教育委員会で大変印象

深く聞いたのは、教育委員の発言です。教育

委員から「大きな一歩」など歓迎する発言と

ともに、「かなり長い間、生徒の人権に関わ

ることが放置されていたということは、非常

に遺憾なこと」「素晴らしいとりくみだと思

本的な生活習慣の確立や社会的に自立するた
めに必要かつ最小限の規定であり、学校とし
て責任を持って指導できる範囲か」などの視
点で、十二月までに自己点検と見直しを実施
することを都立学校等に依頼しました。

そして、「自己点検の結果や、生徒、保護
者及び地域の方々の意見等を踏まえ、校則の
見直しを行い、必要に応じて校長が校則の改
定を行う」ことが示されました。この見直し
の結果が、三月の東京都教育委員会定例会で

います。ただ、ここまで時間がかかったというのは残念だなと思ったりしています」などの発言が出されました。

石原都政のもとで教育行政から民主主義が失われてきた歴史的な経過を踏まえても、子どもの人権の問題として校則について考えていくことを示唆する教育委員の発言は、ここから変わっていく可能性を示すものだったと思います。

■子ども基本条例が後押し

私が、都教委が出した通知で注目しているのは、東京都子ども基本条例を踏まえて「教職員や生徒、保護者等が話し合う機会をもつ」と書かれていることです。

実は、都教委は四年前までは校則の見直しなどの過程で「生徒の意見を聞く」とは言いませんでした。私は、何度も校則改革について質問してきましたが、都議会でも公式に生徒の意見を聞く必要性を認めたのは、二〇一九年六月です。従来の「生徒の実態」を見て校則を決めるというのではなく、「生徒の意見」を聞いて見直しをおこなうことが必要だと認めるに至りました。

さらに、二〇二一年三月に都議会でも全会一致で可決した「東京都子ども基本条例」が後

押しをしています。この条例は、東京都で子どもの権利を規定した条例で、子どもの権利条約を踏まえたものになっています。条例の第十条では、「都は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする」と明記されており、この具体化となっていることは重要です。

■生徒との対話大切に

一方で、昨年度の見直し期間が短かったことなどもあり、生徒からは、「自分が参加して話し合う機会はなかった」「要望は聞かれたが、それはダメですと終わってしまった」という声も聞いています。先生からも、見直しの通知が来ていることすら知らなかったという声も寄せられました。

対話こそ、民主主義の土台であり、学校で対話の土壌を育てていくことが必要です。子どもが意見を言うときに、おとながまず受け止めてくれるという安心感が重要です。国連子どもの権利委員会は、「教育において意見を聴かれる子どもの権利を尊重することは、教育に対する権利の実現にとって根本的に重要」だと強調し、意見を表明しやすい、励ま

しに富んだ環境が必要だとしています。

都立高校では、引き続き話し合いの機会を工夫して、校則の見直しをおこなうとしており、生徒の意見が真剣に考慮され、校則改革がすすむことを期待しています。

校則改革を継続的にしていくための視点

最近、校則改革にとりくんでいる高校生たちから「どうしたら校則改革が継続的にできますか」という質問が寄せられました。

私は、校則の見直し方について明記することではないかと考えています。これは、日本共産党都議団が校則問題について一貫して求めてきたことですが、現状は校則見直しの方法について明記されている学校はほとんどありません。

超党派の若者団体・日本若者協議会は、有識者を交えて「校則見直しガイドライン」を作成・公表し、「校則の見直し・制定は、学校長、教職員、児童生徒、保護者等で構成される校則検討委員会や学校運営協議会等で決定する」ことを求めています。その中で、「決定方法についても事前に明確化することが必要」としていることは、とても大切だと

思います。さらに、今年一月七日、平等な社会を求めて活動する団体・Voice Up Japanの高校生支部が文部科学省に提出した「校則と制服に関する意見書」でも「校則改正プロセスの明文化の義務化」がひとつの柱になっています。

文部科学省では、生徒指導の基本文書である「生徒指導提要」の見直しがおこなわれていますが、その「改訂試案」では校則の見直しについて「校則を策定したり、見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望ましいと考えられます」と書かれていることは、注目すべきです。

原体験がとて大きい——みんなでアップデートを

校則問題にとりくむ中で、とても難しいと感じていることがあります。

それは、「常識」や「当たり前」が世代や育ってきた環境によって大きく違い、一人ひとりの原体験が大きく影響しているということです。その「常識」が子どもの尊厳を傷つけてしまう場合があることを痛感してきました。

私は、小学校から高校まで東京の公立学校で学びましたが、制服はなく、すべて私服で学校生活を送りました。全国でも、極めて稀有な存在だと思いますが、当時の私にとってはそれが「常識」であり、今も原体験として刻まれています。

しかし、私の「常識」は、他の人から見れば「常識」ではありません。制服を着ることが「常識」だと考えている人もたくさんいるからです。それぞれの原体験をもとに、当事者の子どもたちを抜きにして、おとながそれぞれの「常識」で「こうあるべき」「こういうもの」と決めて、それを子どもたちに押しつけてしまっているという現状は、アップデートが求められています。その点で、都立高校の校則見直しの過程で「高校生らしさ」という記述がなくなったことは第一歩だと感じています。

子どもの権利条約をおとなが学ぶ

どういう方向で、アップデートしていくかが大事です。

その指針となるのが、日本国憲法と子どもの権利条約だと思います。加えて、東京都で

は先に紹介したことも基本条例も重要です。日本若者協議会の「校則見直しガイドライン」(二〇二一年十月)でも、ひとつめの柱が「校則の内容は、憲法、法律、子どもの権利条約の範囲を逸脱しない」となっています。

また、文部科学省において議論されている「生徒指導提要(改訂試案)」でも、「児童の権利の理解」が新たに追加され、①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に対する権利、④意見を表明する権利という四つの原則が書き込まれました。そして、この子どもの権利条約を教職員が理解することが必要だとしています。ただし、生徒指導提要(改訂試案)の全体を子どもの権利条約が貫いているかといえば、そうは言い切れないことには留意が必要です。国の子ども基本法と子ども家庭庁の設置法の審議の過程でも、党国會議員団が国連からも繰り返し勧告されている過度な競争・管理教育、いじめ、不登校、理不尽な校則など、学校教育における権利侵害の問題についてくり返し指摘していました。

国際的な子ども支援団体セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが教職員向けにおこなった調査では、三割の教員が子どもの権利条約の内容について知らないと回答しています。私

は、都議会本会議で「校長をはじめ、すべての教職員が研修などで、子どもの権利について理解を深めるためのとりくみを充実する必要がある」と、質問しました。

現行の制度では校則は「校長の権限」だとされています。私たちも、くり返し議論をしてきましたが、校長をはじめ管理職のみならずが学ぶこと、そして新しく教員を志す学生が教職課程の中で学ぶ機会をつくることが必要ではないかと感じています。同時に、子どもが権利の主体として尊重されていくためには、私たち一人ひとりが問われています。学校が保護者や地域から「厳しく指導してほしい」と求められることも少なくありません。社会全体を変えていくために、おとなが子どもの権利の問題を学び、実践していくことも不可欠だと思います。

さらに、子どもの権利への侵害を最小限にする努力です。子どもの権利条約第二十八条二項には、「締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」と書かれています。学校の規律には校則も含まれます。

この条文の逐条解説(※2)では、二つの視点を提起しています。第一は、その介入が

客観的で合理的であるかということです。これは、現状でも「社会通念上合理性があるか」という視点で点検されている場合があります。第二は、子どもの権利への介入が最小限か、他の方法がないかを検討することです。「損失最小限の原則」と名付けられたこの視点は、率直に言って現状の校則見直しでは踏まえられているとは言い難いと思っています。なお、子どもの権利への介入(懲戒)が認められる際に、他の生徒の権利を守ることを意図していた場合は正当だという見解も示されています。

校則見直しの議論の中で、子どもの権利への介入が最小限かどうかは、見直しを継続していく上で、特におとなの側が意識し、常に検討することが強く求められていると思います。

※2 『校則に言いたい』(日本共産党@校則問題プロジェクトチーム編、新日本出版社) 152～159ページから

主権者として成長していくこと

「不自由な中にいると、おかしいことに気が

がつくことができない」——これは、都立北園高校前生徒会長の言葉です。

おとなが子どもの権利を学ぶことと同時に、当事者である子どもたちが「自分にはこんな権利がある」と知るとは、根本的に重要だと思います。

憲法九十七条には「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と書いてありますが、「自分にはこんな権利がある」と知るとは、生きることを肯定することにつながります。生徒手帳などに、子どもの権利条約や子ども基本条例を掲載し、学ぶ機会をつくることはその第一歩です。

権利を学ぶことと、権利を行使することは一体不可分だと思います。おかしいと思うことがあるときに「仕方ない」と諦めさせるのではなく、声をあげてもいいし、変えていくことができることを学ぶことが主権者教育です。

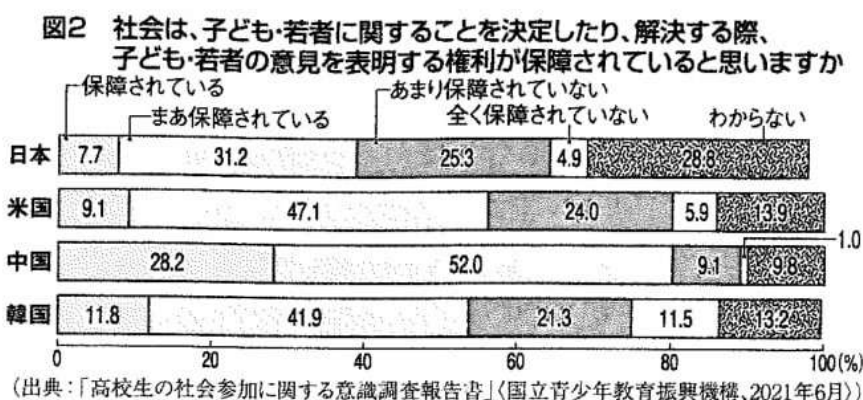
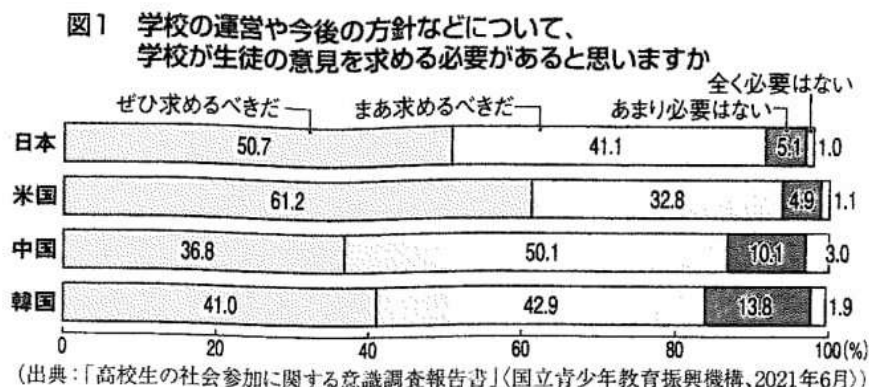
国立青少年教育振興機構「高校生の社会参加に関する意識調査報告書」日本・米国・中国・韓国の比較(二〇二一年六月に結果公表)は、日本の高校生は、「学校の運営や

今後の方針などについて、学校が生徒の意見を求める必要があるか」に対し、「ぜひ求めるべきだ」「まあ求めるべきだ」と回答した者の割合が九割を超えています（図1）。一方で、「学校の校則は生徒の意見を反映しているか」に対し、「反映している」と回答した者の割合が、米・中・韓の三割以上にに対し、日本は二割未満で、もっとも低くなっています。

さらに、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」という設問では、「全くそう思う」と「まあそう思う」と回答した割合は、三五・四％と米・中・韓の半分以下と極めて低い水準です。また、八三％が「私個人の力では政府の決定に影響を与えられない」と回答しています。

「現状を良くしていく」「理不尽な現実を変えていく」ことは、主権者として成長していく上で、とても大切なことではないでしょうか。中学生や高校生が声をあげていることは、希望です。動き出した校則改革を継続し、子どもの権利が大切にされる社会にするため、学び合い、対話を重ねていく決意です。

（いけがわ・ゆういち）



す。もっとも身近な学校のルール、校則を変えられないということは、主権者として成長していく上で障壁となっていると感じます。

「社会は、子ども・若者に関することを決定したり、解決する際、子ども・若者の意見を表明する権利が保障されていると思いますか」という問いについて、「保障されている」と「まあ保障されている」と回答した割合は約四割となっており、米・中・韓と比べても低いことがわかります（図2）。また、男子に対して、女子の方が保障されていると回答した割合が低いことも、ジェンダーの視点から改善していく必要があると思います。

す。

校則を生徒が意見を言い、話し合いをおこなう中で変えていくことができるということは、自分が参加することで変えていくことができる実感できることにつながるのではないのでしょうか。

この報告書の「考察」で、両角達平氏が「少子化も相まってますます同質性が高まる中、『同調圧力』が強くなる日本の子ども・若者の生活空間は、空気を読んで発言したり、先生や保護者・評価者に迎合する主体的に『付度』することが良しとされる『空気』を生み出しはしないだろうか。生徒による校則改革の取り組みが、『秩序に主体的に従うための校則改革』に留まれば、『市民の飼育慣らし』の域を出ることはない。若者の社会参加のあり方が今、問われている。」と指摘していることを、私は重く受け止めなければならぬと思います。